

変形労働時間を採用したときの変形期間における労働時間の計算方法

1週法定労働時間
(3か月単位の変形労働時間制) × 変形期間の週数 (変形期間の暦日数)
の場合は40時間
例えば、1週法定労働時間が46時間の場合には次のようになります。
 $46 \times \frac{30}{7} = 197.1$ 時間 (30日の月の場合は、法定労働時間は197.1時間になります)

1か月単位の変形労働時間の週別労働時間例

(ある週は46時間の法定労働時間を超えていますが、平均すると1週46時間以内になります)

時間	日	時間
1~7	10時間×6日=60時間	
8~14	7×5=35	
15~21	10×6=60	
22~28	6×5=30	
29~30	6.1+6=12.1	

③ 3か月単位の
変形労働時間制
この制度は、季節により業務に忙閑の差がでる事業が対象となりますが、平均労働時間を週四十時間以下にしなければなりません。例えば、十一月が忙しく、十一月と一月が比較的ひまな完全週休二日制採用事業所を考えてみましょう。十

二月は一日八時間、週六日労働(週四十八時間)を実施したとします。その時点で、週四十時間の労働時間を一週間八時間ずつ超えて働いていきます。そこで十一月までは一月に、完全週休二日制に加えてその超えた分三十二時間(四日分)の休日を増やすわけです。また労働大臣の命令により、忙しい時期でも一日十時間、週

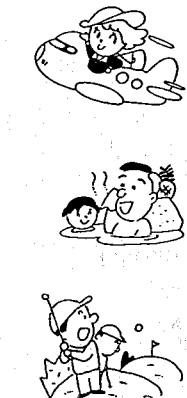
五十二時間の労働時間を超えることは、できません。このほか、連続して働く日数にも制限があり、少なくとも一週間に一日の休日確保することが必要です。また、この制度を採用する事業所の規模が三百人以上の場合、週平均労働時間は、四十四時間以下となります。

④ 週間単位の非定型的 変形労働時間制

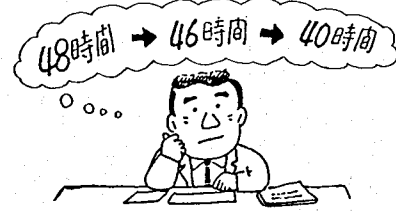
この制度は、旅館業など

最低日数が六日から十日に — 年次有給休暇制度の改善 —

年次有給休暇の最低日数が、六日から十日に引き上げられます。年間勤務した場合は十日、次年度以降は一日ずつ加算されて、最高二十日ということになります。ただし、規模が三百人以下の事業所については、



モータリ型から
ゆとり型へ
今回の一部改正では、このほかに労働時間の算定方法と賃金、退職手当に関する規定も整備されました。いずれも四月一日から施行されます。
ライフスタイルの変化に伴い、労働時間も「モータリ型」から「ゆとり型」へと変わってきました。
いま、労働基準法は、ひとつの転換期を迎えようとしています。



労働基準法の一部改正

社会情勢の変化に対応して 労働時間を短縮



法律の一部改正の第一の内容は、法定労働時間の短縮です。週四十八時間制を、欧米諸国並みの週四十時間制にまで引き下げようというものです。しかし、日本の企業の大部分が中小企業ということもあり、いきなり週四十時間制にするには無理があります。そこで、

週四十八時間から四十時間へ

① 法定労働時間の短縮

段階的に行われることになり、四月一日からは、週四十六時間制が実施され、週四十時間制への移行は、一九九〇年代前半を目標としています。
では、なぜいま労働時間を短縮する必要があるのでしょうか。それは、次のようなメリットにつながると考えられているからです。
①労働者福祉の増進
②長期的にみた雇用機会の確保
③経済構造の調整、内需拡大
このような背景から、労働時間の短縮が必要とされるのです。

終戦後まもなく、まだ焼け跡が多く残る昭和二十二年に、労働基準法は制定されました。以来、労働者の保護を目的としたこの法律は、労働者を守り続けてきたといっても過言ではありません。しかし、当時とは比較にならないほど経済が発展し、社会情勢が変化して現在、いまの法律のままでは、いろいろな不都合がでてくるようになりました。
このため、四十年ぶりに法律の一部が改正され、昭和六十六年四月一日から実施されることになりました。主な内容は、①法定労働時間の短縮 ②各種変形労働時間制の導入 ③年次有給休暇制度の改善などです。それでは、具体的に内容を見ていきましょう。

業務形態に合わせて柔軟に対応 — 各種変形労働時間制の導入 —

変形労働時間制とは、業務の繁閑などによって、ある週が四十六時間の法定労働時間を超えても、他の週と平均して法定労働時間の範囲であればよいという制度です。

① 1か月単位の 変形労働時間制

看護婦やタクシーの運転手の仕事をしている人は、一日に八時間以上働かなくてはならないことがありますが、このような場合、各週の労働時間を就業規則で具体的に決めることで、一か月を単位とした変形労働時間を採用できるようにします。つまり、その期間内ならば、労働時間が一

② フレックス タイム制

フレックス(FLEX)とは、本来「順応性のある」という意味です。ここでいうフレックスタイム制というのは、労働者自身が生活と仕事の都合を調整して、始業と終業時刻を決定しながら働くことのできる制度です。この場合の労働時間の計算方法は、一か月単位の変形労働時間制と同じになります。

法定労働 時間とは

法定労働時間とは、働いている時間はもちろん、使用者の指揮・命令に入っている時間、一日八時間、週四十八時間、週四十六時間、週四十時間の制限があります。このなかには休憩時間は含まれていません。

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

朝9時30分までの受付は当日上がり
高級衣類のお手入れは……

マルヤクリーニング 持込2-3割引
☎22-0739

正しいクリーニングと保存は
衣類の本当の節約

リオネット 補聴器相談コーナー!
毎週火曜日午前11時から正午まで
リオン(株)より専門係員が来店します。

— 福祉法指定店 —

メガネ・補聴器の **野本**
新津市本町3丁目(時計店となり) ☎22-2556(代)

成人式には「花嫁衣裳割引券」付の
中振袖をご利用下さいませ。

花嫁衣裳 **丸伝**

新津店 本町一丁目 ☎(24)3355(代) 新潟店 古町九番町 ☎(228)5881

カメラ在庫豊富 店舗移転のお知らせ
カラープリント、スピード仕上げ

PHOTO STUDIO
スタジオ **サカヅメ**
カメラ
CAMERA HOUSE
新津市本町4丁目 ☎22-0045